

6/10 児童手当支給

今月は、児童手当の支給月です。6月10日(木)に受給者の指定金融機関口座に振り込みしますのでご確認ください。

▼児童手当の現況届 児童手当を受給している方は、毎年6月中に現況届を提出していただく必要があります。

現況届は、毎年6月1日における家族構成などを調べ、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。対象者には、6月上旬までに現況届を送付します。現況届に必要事項をご記入の上、福祉課まで提出してください。

現況届を提出されないと、6月分以降の手当が受けられませんので注意してください。

▼提出書類 現況届

※児童が豊山町外に住んでいる方は、申請書が必要です。

※請求者の健康保険証の写しは、省略できることになりました。

▼送付期限 6月30日(水)(当日消印有効)

▼問合せ 福祉課子育て支援係

☎28・09936

7/1~ 屋外広告物の有資格者による安全点検の義務化

令和3年7月から、屋外広告物の高さ4mを超える場合は、有資格者による安全点検が必要になります。許可更新等の申請を行う際は、ご留意の上、点検結果とともに提出してください。有資格者とは、次の資格をお持ちの方です。

- ・屋外広告士
- ・一級建築士または二級建築士
- ・特定建築物調査員

・(公社)日本サイン協会または(社)日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告物点検技能講習修了者

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進係 ☎28・0944

Info なくそう不法投棄

不法投棄は犯罪です。廃棄物を違法に捨てた者は、法律により5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの併科に処せられます。不法投棄を防止するには、皆様一人ひとりがごみ出しのルールを正しく守って処分することが大切です。

また、民有地に不法投棄されると、土地の所有者が処理することになります。柵やネットの設置や、雑草を除去して視界を広げておくなど、不法投棄しにくい環境を整えることが重要です。

▼問合せ 住民課環境係

☎28・0916

7/27・28 早期教育相談

県教育委員会では、乳幼児期(0歳以上)から、来年度に新一年生になるお子さん(6歳まで)とその保護者の方を対象とした早期教育相談を実施します。子育てで気になることのある方、お子さんに障がいがある可能性があると思われる方、お子さんの就学について相談したい方など、お気軽にご相談ください。相談は予約制で、無料で行います。

▼とき 7月27日(火)・28日(水) 午前10時~午後4時

▼ところ 春日井市ささえ愛センター(春日井市春見町3番地)

▼申込み 6月15日(火)までに役場3階9番窓口学校教育課で「早期教育相談申込書」に必要事項を記入し、お申し込みください。

▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎28・2211

Info 耐震診断・改修・ブロック塀等撤去費補助制度

町では、耐震改修促進計画に基づき、耐震改修の促進を図っています。

▼無料耐震診断

耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断を受けることから始めてください。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に受け付けています。

▼耐震改修費補助制度

無料耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」と判定された木造住宅を「一応安全」の基準にするために補助する制度です。補助限度額は、1棟あたり百万円です。なお、建替えは、補助の対象にはなりません。

▼段階的耐震改修費補助制度

一度に改修するのは、費用負担が大きくてできない方に、二段階に分けて耐震

工事を行うものです。一段階目として「全壊を防ぐ」まで引き上げる工事を行い、その後二段階目として「一応安全」の基準にする工事を行います。補助限度額は、一段階目60万円、二段階目30万円です。

▼耐震シェルター整備費補助制度 建物全体を補強するのではなく、一部分の安全を確保する整備費について補助を行うものです。補助限度額は、30万円です。

▼ブロック塀等撤去費補助制度 道路や公共施設に面したブロック塀等を撤去する際に補助金を交付しています。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものです。補助限度額は、10万円です。なお、令和4年3月31日までの間において、小学校の通学路に指定されている道路等に面するブロック塀等を撤去する場合の補助限度額は15万円です。

▼代理受領制度について 代理受領制度とは、補助金の申請者から

工業業者に補助金の受領を委任することで、工業業者が補助金を代理で受領する制度です。申請者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよく、当初の費用負担を軽減することができます。耐震改修費等及びブロック塀等撤去費補助制度で利用できます。

▼申込み・問合せ まちづくり推進課まちづくり推進係 ☎28・0944

まちづくり推進係 ☎28・0944